

新潟大学経済ゼミナール協議会 規約

(平成 22 年 5 月 13 日改正)

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、「新潟大学経済学部経済ゼミナール協議会」(以下「経ゼミ協」と略称する)と称す。
- 第 2 条 本会は、経済学部生を会員とし、入学と同時に会員となり、卒業をもって資格を失う。
- 第 3 条 本会は、経済学・経営学・商学・その他経済学一般の研究及びその交流を通じてゼミ間と学生間の連絡を密にし、他大学ゼミとの交流をはかり、会員相互の学術研究の向上を図ることを目的とする。
- 第 4 条 前条に掲げた目的達成のための必要と認める活動。
1・各種ゼミ大会の参加 1・研究発表会 1・サブゼミ活動 1・研究資料および文献の交換 1・経済論集学生版の発行 1・その他本会がその目的達成のために必要と認める活動。

第 2 章 機関

- 第 5 条 本会の機関として、総会、代議員会、執行委員会、会計監査委員会をおく。

第 1 節 総会

- 第 6 条 執行委員会は、会員の 4 分の 1 以上の要請があった場合は速やかに総会を開かねばならない。総会は全会員の 2 分の 1 以上の出席を以て成立し、議決は出席の過半数を以てし、可否同数の場合、議長がこれを決する。総会の決議は代議員会の決議に優先する。

第 2 節 代議員会

- 第 7 条 代議員会は、通常本会の最高意思決定機関であって、各クラス、各ゼミ 2 名選出された代議員によって構成される。
- 第 8 条 代議員任期は、5 月 1 日より翌年の 4 月 30 日までとする。
- 第 9 条 本代議員会は、通常次の事項に関して決議を行う。
1・第 4 条に関する件 1・役員選出(執行委員、会計監査委員) 1・規約改正
1・学外団体への加盟、脱退に関する件 1・その他の必要事項

第 10 条 本代議員会は全代議員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第 11 条 議決は出席者の過半数を以てし、可否同数の場合議長がこれを決する。白紙委任状はこれを認め、出席として扱う。

第 12 条 規約改正は、全代議員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ出席者の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

第 13 条 議長は代議員互選とする。

第 14 条 本代議員会は、毎年 5 月に定例代議員会を開き、執行委員長はこれを招集する。ただし次の場合、臨時代議員会を開くことができる。

1・執行委員長が必要と認めた場合。

1・代議員の 4 分の 1 以上の要請があった場合。

1・会計監査委員会の要請があった場合。

第 15 条 本代議委員会召集に当たり、執行委員長は 1 週間以上前に日時、場所、及び議題を提示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 3 節 執行委員会

第 16 条 1 項 執行委員会は、代議員会の決議に基づき、その執行にあたり代議員会によって選出された委員をもって編成され、定数は 10 名とする。ただし、執行委員会の委員が定数に満たなかった場合は、これを認め、委員は役職を兼任する。

2 項 執行委員は執行委員長の推薦し、代議員会の承認によって決定する。

第 17 条 本代議員会はその運営上、次の役員は委員の互選とする

執行委員長	1 名
副執行委員長	2 名
会計	1 名
渉外局インター	2 名
渉外局インナー	2 名
学内局	2 名

補足 北信越大会が本校で行われる場合、この他に実行委員長をおく。

第 18 条 本執行委員会の任期は第 8 条の規定に準ずる。

第 19 条 本執行委員会の召集については、第 15 条の規定に準ずる。

第 20 条 削除（平成 22 年 6 月 1 日）

第 4 節 会計監査委員会

第 21 条 本委員会は代議委員会によって選出された 1 名の委員によって構成される。

第 22 条 本委員会は毎年 5 月に定例会計監査を行い、執行委員の会計担当にその結果を報

告し、執行委員の会計担当は代議員に報告しなければならない。

第 23 条 本委員会の任期は第 8 条の規定に準ずる

第 3 章 会計

第 24 条 本経ゼミ協の会計年度は 5 月 1 日より翌年の 4 月 30 日までとする。

第 25 条 本経ゼミ協の諸経費の公費は、新潟大学経済学会からの助成金及びその他を以てこれに充てる。

第 26 条 本経ゼミ協の会計はその会費として入学時に一括して、6000 円を納入するものとする。

第 4 章 規約改正

第 27 条 本経ゼミ協の規約改正に当たっては第 12 条の規定に従う。

付則：本経ゼミ協規約は平成元年 4 月 1 日よりその効力を発する。